

受験番号		名前	
------	--	----	--

令和3年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト

第1次選考 筆答 問題 (択一式)

受験中の心得

- 試験時間中は、すべて係員の指示に従ってください。お互いに話をしたり、席を立ったり、そのほか、人の迷惑になるようなことをしてはいけません。
- 解答用紙が配付されたら、まず名前を記入し、受験番号等を次の【記入例】に従って黒くぬりつぶしてください。

【記入例】	解答用紙	名前	教育 花子
	受験番号 A 9 B 8 C 7 D 6 E 5 F 0	会場 教室 席番 A 1 B 0 C 2 D 0 E 4 F 5	
	A ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ● B ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ● ⑨ ⑩ C ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ● ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ D ① ② ③ ④ ⑤ ● ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ E ① ② ③ ④ ● ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ F ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ●	A ● ② ③ B ① ② C ① ● ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ D ① E ① ② ③ ● ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ F ① ② ③ ④ ● ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	

- 答えは解答用紙に記入してください。機械が判読できず解答が無効となる場合がありますので、マークはHB、Bの鉛筆で濃く確実にぬりつぶしてください。また、受験番号等の記入ミス等、不正確な記入をした場合は解答用紙が無効になりますので、正確に記入してください。
- 問題はいずれも五つの答えがでていますが、そのうち最も適切と思われる答えを一つ選んで、解答用紙の問題番号の右にある五つの数字のうち一つを次の【解答例】のように黒くぬりつぶしてください。

【解答例】	1 日本の首都はどこか。1～5から一つ選べ。 1 京都 2 奈良 3 東京 4 名古屋 5 大阪 この場合、正答は「3 東京」なので、解答用紙の問題番号 1 の右横に並んでいる③を黒くぬりつぶしてください。	1 ① ② ● ④ ⑤
-------	---	-------------

- 間違ってぬりつぶしたときは、消しゴムでよく消してください。
- 問題は 1 ~ 30 まであります。
 - 社会人経験者特例、または講師等経験者特例に該当する受験者は、16 ~ 30 の問題のみ解答してください。それ以外の問題を解答しても採点はしません。
 - 特例なしの受験者は、30 間全てを解答してください。
- 試験時間は、特例なしの受験者は 90 分、社会人経験者特例、または講師等経験者特例に該当する受験者は 70 分です。
- 試験開始から試験終了まで、退室できません。
- 解答用紙は持ち帰ってはいけません。
- 計算を必要とする場合は、問題集の余白を利用してください。
- そのほか、係員が注意したことをよく守ってください。

指示があるまで中をあけてはいけません。

- 1 次の各文のうち、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日 文部科学大臣決定
(最終改定 平成29年3月14日)) の中の、いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項についての記述の内容として誤っているものはどれか。1～5から一つ選べ。

- 1 いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。
- 2 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- 3 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、「暴力を伴ういじめ」と異なり、生命又は身体に重大な危険を生じさせることはないが、その一方でどの子供にも起こりうるものであることから、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。
- 4 いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたる「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- 5 全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

2 次の各文のうち、「第2次学校安全の推進に関する計画」(平成29年3月24日閣議決定)の学校安全を推進するための方策に関する記述の内容として誤っているものはどれか。1~5から一つ選べ。

- 1 学校安全計画及び危機管理マニュアルを未策定の学校は、早急に策定することが必要である。また、学校や児童生徒等を取り巻く環境が年々変化し、新たな危機事象や各地域でこれまで想定されていなかった自然災害等が発生していることに鑑みれば、既に学校安全計画や危機管理マニュアルを策定している学校においても、不断の検証・改善が必要である。
- 2 児童生徒等が安全や危機管理についての深い学びを得るために、各教科等に固有の観点から安全や危機管理を学ぶのではなく、特別活動や総合的な学習の時間を通じて、専門的な観点からこれらについて学ぶ取組が重要である。
- 3 学校安全に係る取組を中心となって推進するのは教職員であることから、全ての教職員が、学校管理下における児童生徒等の安全に万全を期すという強い意識を持つとともに、児童生徒等の健康と安全を守る上で必要なことや、児童生徒等に対する指導内容・方法等に係る基礎的な知識・技能を身に付けておかなければならぬ。
- 4 学校教育活動全体において児童生徒等の安全を確保することは大前提であるが、児童生徒等の保護という観点のみならず、児童生徒等自身の危険予測・危険回避などの安全に関する資質・能力の育成も重要なことから、基本的な安全管理とバランスの取れた安全教育が求められている。
- 5 近年、学校が抱える課題が複雑化・多様化しているが、学校や教職員がそれら全てを担うことは困難であることから、家庭や地域と連携・協働した教育活動の推進が不可欠である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることからも、児童生徒等の安全に関する課題について家庭・地域と連携・協働した取組の推進が求められている。

- 3 次の各文のうち、「外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）」（2019年3月 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）の在籍学級担任の役割に関する記述の内容として正しいものを○、誤っているものを×とした場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

- A グローバル化が進展する中、世界中で多くの人々が国境を越えて移動しており、日本の児童生徒を含め、子供たちはすべていずれの国においても、地域や学校にしっかりと受け入れられることが重要です。これは、世界の動向をしっかりと把握し、国籍にかかわりなくすべての児童生徒を大切にする視点です。
- B 異文化の中で育っていく児童生徒は、言葉の問題や異文化間での価値観、習慣の違いなどについて、一人一人が課題を抱えていますが、きめ細やかな指導を個に応じて行うよりも、児童生徒が自然に学級に溶け込む中で、徐々に解決していくように見守る視点が必要です。
- C 在籍学級の児童生徒にとって、その国籍にかかわらず、学級に新しい仲間が増えることは、大きな喜びですが、「どんな子かな」、「仲良くなれるかな」など多少の不安も抱えているものです。しかし、編入してくる児童生徒やその家族の不安はそれよりも大きいものです。学級担任の温かな姿勢としっかりと配慮した受け入れ体制づくりが求められます。
- D 外国人児童生徒等の受入れでは、言葉の問題がでてきます。来日したばかりの子供が、まず初めに直面する問題は、日本語が分からない、ということです。日本語指導については国語の指導と大きくは変わらないことから、学級担任や教科担任が国語の指導の中で適宜行なうことが大切です。
- E 受け入れる側の児童生徒の視点をプラスに変革するためには、児童生徒自身が自己を成長させること（自己概念の拡大）と他者を認める態度を育むこと（受容的な態度の育成）、また、それらによって、学級の雰囲気をお互いの個性を認め合うものに高めていくことが求められます。学級担任として、総合的な学習の時間などを中心に、多文化共生に関する単元を組むなど、共生を軸にした取組を計画的に進めることも必要です。

	A	B	C	D	E
1	○	○	○	○	×
2	○	×	×	○	○
3	○	×	○	×	○
4	×	○	×	×	○
5	×	×	○	○	×

- 4 次の各文のうち、〔 〕内に示されている法規名と、条文または条文の一部の組合せとして誤っているものはどれか。1～5から一つ選べ。

1 [教育基本法]

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

2 [学校教育法]

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

3 [児童福祉法]

一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

4 [人権教育及び人権啓発の推進に関する法律]

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

5 [地方公務員法]

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

- 5 次の各文は、食育基本法の条文である。空欄A～Dに、あとのア～クのいずれかの語句を入れてこれらの条文を完成させる場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、 A をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条 食育は、食に関する B を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、 C に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における D 、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

ア 生きる力	イ 豊かな人間性
ウ 確かな実践力	エ 適切な判断力
オ 農業従事者の不断の努力	カ 食に関わる人々の様々な活動
キ 食の安全性を確認し	ク 食育の重要性を十分自覚し

- | | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | イ | ウ | オ | キ |
| 2 | ア | ウ | オ | ク |
| 3 | ア | エ | カ | キ |
| 4 | イ | エ | カ | ク |
| 5 | イ | エ | オ | キ |

- 6 次の各文は、平成29年3月に文部科学省から示された中学校学習指導要領「総則」の教育課程の実施と学習評価に関する記述の一部である。空欄A～Dに、あとのア～クのいずれかの語句を入れてこれらの文を完成させる場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

- 特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう A 学習の充実を図ること。
- 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを B する活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。
- 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや C ことの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。
- D を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。

ア 体験を具体的に伴う	イ 過程を重視した
ウ 振り返ったり	エ 日常生活と関連付けたり
オ 多様な他者と協働する	カ 自然環境を保全する
キ 学校図書館	ク 情報通信ネットワーク

	A	B	C	D
1	ア	ウ	カ	キ
2	ア	エ	オ	ク
3	イ	ウ	オ	キ
4	イ	ウ	オ	ク
5	イ	エ	カ	ク

7

次の各文は、平成29年3月に文部科学省から示された中学校学習指導要領「総則」の中学校教育の基本と教育課程の役割に関する記述の一部である。空欄A～Dに、あとのア～クのいずれかの語句を入れてこれらの文を完成させる場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

- ・ 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として A ための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。
- ・ 道徳教育を進めるに当たっては、 B と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、 C を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。
- ・ 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を D な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

ア 他者と共によりよく生きる	イ 國際社会で主体的に生きる
ウ 社会奉仕の精神	エ 人間尊重の精神
オ 持続可能な社会の創造	カ 個性豊かな文化の創造
キ 教科等横断的	ク 多面的・多角的

	A	B	C	D
1	ア	エ	カ	キ
2	ア	ウ	オ	キ
3	イ	ウ	カ	キ
4	イ	エ	カ	ク
5	ア	ウ	オ	ク

- 8 次の各文は、日本の教育に関する人物に関する記述である。A～Dで述べられている人名を、それぞれあとのア～クから選ぶ場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

- A 江戸時代の社会教育家で、心学をおこし、儒教道徳に仏教や神道の教えを加味して、町人を中心とする庶民の生活倫理を説いた。商業活動の正当性を強く訴えた『都鄙問答』を著した。
- B 江戸時代の儒学者で、教育の目的、順序、範囲などを考察し、女子教育の重要性を唱えた。教育書である『和俗童子訓』を著した。
- C 江戸時代に大坂で開業した蘭医で、蘭学塾である適々斎塾（適塾）を開き、福沢諭吉や橋本左内らを輩出した。
- D 江戸時代の儒学者で、上野忍ヶ岡の地に家塾を経営し、後継者の育成を期した。やがてその家塾は昌平坂学問所へと発展し、幕府直轄の学校として、各地の藩校のモデルとなっていました。著作として、『春鑑抄』がある。

ア 広瀬淡窓	イ 石田梅岩	ウ 貝原益軒	エ 伊藤仁斎
オ 堀保己一	カ 緒方洪庵	キ 林羅山	ク 萩生徂徠

	A	B	C	D
1	ア	ウ	オ	キ
2	ア	エ	カ	ク
3	ア	エ	カ	キ
4	イ	ウ	カ	キ
5	イ	ウ	オ	ク

- 9 次の各文は、防衛機制に関する記述である。A～Dの内容と最も関連が強い語句を、それぞれあとのア～クから選ぶ場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

- A 自己の攻撃的感情を抑圧して、相手が自分を攻撃していると思い込むなど、自分にとって認めたくない内的な感情や欲求、考えを無意識的に他者がもっているかのように反応する心のはたらき。
- B 学芸会の主役になれなかった生徒が、劇の主役になると、勉強する時間がなくなると言いふらすなど、自分の行動や態度の本当の動機を隠して、もっともらしい理由を意識的に考えて、自らを正当化しようとすること。
- C 自分が劣っていると思い込んでいる機能や弱点をカバーしたり、他の望ましい特性を強調したりすることによって、特定の領域の欲求不満を補おうとする心のはたらき。
- D もう幼児ではない子どもが駄々をこねるなど、適応困難な事態で、より幼い発達段階に退却して、その段階で満足を得ようとしていること。

ア 昇華	イ 投射（投影）
ウ 合理化	エ 反動形成
オ 補償	カ 同一化
キ 逃避	ク 退行

	A	B	C	D
1	ア	ウ	オ	ク
2	ア	ウ	カ	ク
3	ア	エ	オ	キ
4	イ	ウ	オ	ク
5	イ	エ	カ	キ

[10] 次の各文のうち、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日 文部科学省）の中の、学校等の取組の充実に関する記述の内容として正しいものを○、誤っているものを×とした場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

- A 児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、学校や地域における取組を推進することが重要であること。
- B 児童生徒にとって学業の不振が不登校のきっかけとはなりえないため、不登校児童生徒に対する支援においては、学習の支援と切り離した取組が必要であること。
- C 児童生徒の不登校を未然に防止する取組ではなく、不登校の理由に応じた適切な支援などの事後的な取組が重要であること。
- D 不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。

	A	B	C	D
1	○	×	×	○
2	○	×	○	×
3	○	○	×	×
4	×	○	○	×
5	×	×	×	○

[11] 次の各文のうち、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月9日 文部科学省）に関する記述の内容として誤っているものはどれか。1～5から一つ選べ。

- 1 虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子供に対する最も重大な権利侵害です。
- 2 保護者による虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されるものではありません。
- 3 学校、教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うことが求められます。
- 4 学校、教職員においては、虐待が疑われる子供の保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、関係機関に正確な内容を確認の上、情報元を保護者に伝える必要があります。
- 5 学校が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、即座に設置者に連絡すると同時に、設置者と連携して速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討すること等が重要です。

- [12] 次の各文は、〔 〕内に示されている条約及び法律の条文または条文の一部であるが、下線部については誤りが含まれているものがある。条文または条文の一部として下線部が誤っているものはどれか。
1～5から一つ選べ。

1 [障害者の権利に関する条約]

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、
及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

2 [障害者基本法]

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしては
ならない。

3 [障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律]

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている
旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を
侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、特別な配慮をしなければ
ならない。

4 [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律]

すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営める
ような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

5 [発達障害者支援法]

発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するか
についての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨
として、行われなければならない。

- 13** 次の各文のうち、「交流及び共同学習ガイド」(平成31年3月 文部科学省)の交流及び共同学習の展開に関する記述の内容として正しいものを○、誤っているものを×とした場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

- A 教職員によって交流及び共同学習に関する取組状況が異なることから、学校全体で取り組むのではなく、個々の教職員の取組に任せ、個別に活動する体制を整えることが大切です。
- B 子供が主体的に活動に取り組むことができるようにするためには、活動に見通しをもたせておくことが有効です。そうすることで、障害のある子供も障害のない子供も、互いに自分から活動することができるようになります。
- C 交流及び共同学習を、スポーツや文化芸術活動に関するイベントのような形で行う場合は、時間や費用の制約を最優先に考え、単発の交流や一回限りのイベントとして行えるものを計画することが大切です。
- D 交流及び共同学習に関する時間だけではなく、その後の日常の学校生活においても、機会をとらえて障害者理解に係る指導を丁寧に継続することが、教育の効果を高めることにつながります。

	A	B	C	D
1	○	○	×	×
2	×	○	×	○
3	○	×	○	×
4	×	○	×	×
5	×	×	○	○

14 学校は、児童生徒、保護者等から様々な個人情報を収集・保管しており、教員はこれらの個人情報を適正に取り扱う必要がある。個人情報の管理を誤ると、個人のプライバシーを侵害し、大きな被害の発生につながるだけでなく、学校の信用も失墜させることから、教員は関係法令や校内のルールを遵守しなければならない。

次の各文のうち、A～Dの各教諭の行為について、不適切なもののみをすべて挙げているものはどれか。
1～5 から一つ選べ。

ア 小学校で勤務するA教諭は、担任をしている学級の算数科の授業で、片面使用済みの用紙を再利用して印刷した模範解答を児童へ配付し、持ち帰らせた。そのうち数枚の裏面には、A教諭が数日前の学年会議時に使用した、食物アレルギーを有する児童や食べ物の名前等が記載された一覧表が印刷されていた。

イ 小学校で勤務するB教諭は、放課後に教室で、担任をしている学級の児童の保護者との個人懇談を行っていた。終了後に、B教諭は、懇談で得た個人情報を記録したノートを教室内の事務机の上に置いたまま帰宅した。そのノートには、児童の名前や家庭環境、健康・病歴情報等が複数人分記載されていた。勤務校では、個人情報を含む資料等を保管する場合、職員室内の鍵のかかる所定の場所に保管する校内のルールが定められていた。

ウ 中学校で勤務するC教諭は、文化祭で活動している生徒一人ひとりの様子を、表情が分かる状態でデジタルカメラを用いて撮影した。その後、撮影された生徒本人やその保護者の許可を得ないまま、撮影した画像を加工せずにSNSに掲載し、不特定多数の人が閲覧できる状態にした。

エ 中学校のバスケットボール部の顧問であるD教諭は、翌朝に他校で実施する公式試合のために、バスケットボール部に所属している生徒の連絡先を勤務校の校長の許可を得ずに持ち帰り、飲食店に立ち寄ってから帰宅した。その際に、D教諭はカバンを飲食店に置き忘れ、紛失してしまった。そのカバンには、生徒の名前や住所、緊急連絡先等の一覧表が入っていた。

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | ア | イ | ウ |
| 2 | ア | イ | エ |
| 3 | ア | ウ | エ |
| 4 | イ | ウ | エ |
| 5 | ア | イ | ウ |

15 地方公務員法第三十八条では、一般職に属する地方公務員の営利企業への従事等の制限が規定されている。次の各文のうち、A～Dの各教諭の行為について、営利企業への従事等の制限に抵触するもののみをすべて挙げているものはどれか。1～5から一つ選べ。ただし、ア～エのいずれの事例も任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条により読み替える場合は市町村教育委員会）の許可は受けていないものとする。

- ア A教諭は、飲食店を経営する友人から、休日は来客が多く忙しいので店を手伝って欲しいと依頼を受けた。A教諭は、友人がかなり困っている様子だったので、勤務を要しない休日の午前11時から午後5時まで友人の店で接客や配達を定期的に行つた。経営者である友人は、報酬として1日につき1万円を支払い、A教諭はそれを毎回受け取っていた。
- イ B教諭は、ガラス工芸を趣味としており、自身の作品をインターネット上のフリーマーケットに継続的に出品している。B教諭が作成したガラス工芸品は細かな装飾が施されているため、人気が高く、毎月10万円程度の収入がある。
- ウ C教諭は、兄が経営する工務店が数年前に株式会社になった際に、兄からその会社の役員になってほしいと依頼を受けたので、無報酬であることを条件に役員として登記されることを了承した。役員になってからこれまでの間、C教諭は報酬を受け取っていない。
- エ D教諭は、長年サッカーチームの顧問として指導をしており、審判員の資格を持っている。勤務を要しないある休日、D教諭は地域の団体の依頼により、サッカーの試合の審判を引き受けた。D教諭は審判を引き受けるにあたって、主催者からの報酬は受け取らなかったが実費相当の交通費は受け取った。

- 1 ア ウ
2 ア エ
3 ア イ ウ
4 ア イ エ
5 イ ウ エ